

(メール施行)

生 号 外  
平成23年5月25日

市町村教育委員会社会教育施設所管課長 殿  
広域行政事務組合教育委員会社会教育施設所管課長 殿  
(社会教育施設担当扱い)

宮城県教育庁生涯学習課長  
(公印省略)

平成23年度国の補正予算(第1号)等に係る地方債の取扱いについて(通知)

平成23年5月19日付総務省自治財政局地方債課より別添写しのとおり事務連絡があったこのことについて、承知願います。

なお、標記写しでは、1ページ目項目1により、補正予算等に伴う地方負担額に係る地方債充当率は原則として100%であり、「公立社会教育施設災害復旧費補助金」対象事業については、2ページ目4(1)の「立法措置によって、国がその事業費等の一部を負担又は補助する災害復旧事業」に該当し、4ページ目8(2)により、地方債の元利償還金については、後年「95%」の交付税措置をされます。

よって、国庫補助金以外の地方公共団体等負担分(1/3)について、地方債で100%の充当ができるとともに、その元利償還金の95%が後年交付税措置されることを念のため申し添えます。

担当：社会教育支援班 菅原 一矢 TEL：022-211-3653 FAX：022-211-3697 E-mail：sugawara-ka894@pref.miyagi.jp
--